

災害時の避難所及び緊急避難場所の管理・運営に関する協定書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と土佐市（以下「乙」という。）とは、災害時に甲の管理に係る施設を災害発生時の避難所及び緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として乙が利用するに当たり、当該施設の管理・運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、土佐市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲が運営する施設（以下「施設」という。）を、乙が避難所等として利用し、市民の安全確保を図ることを目的とするため、乙が避難所等として利用する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難所等）

第2条 乙が避難所等として利用する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、次のとおりとする。

高知県立高知海洋高等学校（土佐市宇佐町福島1）

区分	場所	構造	面積等
建物	体育館	RC 2F	建物面積 1,505.92 m ² のうち アリーナ部分 580 m ²
建物	校舎	RC 3F	建物面積 2,350.30 m ² のうち 3階7教室部分 388.80 m ²
建物	本館	RC 5F	屋上部分 計 1,058.60 m ²
土地	運動場		敷地面積 13,984.88 m ² のうち 11,094 m ²

（鍵の複製・所持）

第3条 甲は、乙に、乙が迅速な避難所等の開設を行うため、乙の負担において甲施設の鍵（体育館等甲施設を避難所等として使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は各1個とし、土佐市防災センターで保管し、防災対策課長が管理する。

3 乙は、甲施設の鍵の保管者その他必要事項を変更しようとするときは、甲施設の管理者を経由して甲に申請し、承認を得るものとする。

（避難所等の開設・閉鎖）

第4条 乙は、甲施設を避難所等として開設しようとし、又は開設した避難所等を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通報するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

- 2 避難所等の開設及び閉鎖は、前条の規定により甲施設の鍵を所持する乙の職員が行うものとし、夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合は、その立会を要しないものとする。
- 3 避難訓練等その他の目的で使用する場合には、使用可能な場所は本館の非常階段及び屋上のみとし、使用する場合には、事前に甲施設の管理者を経由して甲に申請し、承認を得るものとする。

(遵守事項)

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって甲施設を使用すること。
- (2) 避難所等の管理及び運営の目的以外に甲施設及び甲施設の鍵を使用しないこと。
- (3) 甲施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

(鍵の紛失等の場合の処置)

第6条 乙は、甲施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を甲施設の管理者を経由して甲に通知するとともに、甲乙協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

- 2 前項の処置に必要な費用は、乙の負担とする。

(事故等の責任)

第7条 避難所等の開設その他避難所等の管理及び運営に当たって乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

(必要な情報の提供)

第8条 甲は、甲施設の鍵の変更その他乙が甲施設を避難所等として利用するに当たって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有するものとする。

令和2年12月8日

甲 高知県教育委員会
教育長

乙 土佐市
土佐市長